

## 金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実施状況についてお知らせ

北越銀行（頭取：佐藤 勝弥）では、地域金融の円滑化を最も重要な役割のひとつと認識し、経営改善支援をはじめとしたコンサルティング機能等の十分な発揮により、金融円滑化に向けた取組みを強化して参りました。

今般、「貸付の条件変更等の実施状況」を2019年3月末現在でとりまとめいたしましたので、当行の「金融円滑化に関する取組方針」および「体制整備の概要」とあわせてお知らせします。

引き続き、貸付条件の変更等、お客様のご要望・ご相談については適切かつ迅速に対応し、積極的に金融仲介機能を発揮するよう、役職員一同全力で取り組んで参ります。

### 【資料】

- [1. 貸付の条件変更等の実施状況について](#) (PDF 42KB)
  - [2. 金融円滑化に関する取組方針](#) (PDF 98KB)
  - [3. 金融円滑化を推進するための体制整備](#) (PDF 97KB)
- 別表 [貸付の条件変更等の実施状況について](#) (PDF 32KB)

【お問い合わせ先】  
株式会社 北越銀行  
融資部担当：本間・齋藤  
TEL 0258-39-7352

**1. 貸付の条件変更等の実施状況について**  
(2019年3月末時点)

**【中小企業のお客さま向け】**

(単位：件)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
件数	42,852	41,941	383	108	420

**【住宅ローンをご利用のお客さま向け】**

(単位：件)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
件数	1,131	776	195	12	148

(注1) 件数(債権単位)は、法施行日(2009年12月4日)から2019年3月31日までの累計です。

(注2) 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応状況については別表1のとおりです。

(注3) 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応状況については別表2のとおりです。

## 2. 金融円滑化に関する取組方針

北越銀行は、これまで地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、「地域密着型金融の推進計画」を策定し、機能強化に向けた諸施策を実施してまいりました。

また、「中小企業金融円滑化法」の施行に伴い、金融円滑化に向けた取組みを一層推進するための体制の整備も図ってまいりました。

平成25年3月末に同法の期限は到来しましたが、引き続き、当行では、お客さまへの円滑な資金供給は金融機関の最も重要な役割のひとつであるにとらえ、以下の取組方針のもと、当行のもつコンサルティング機能を積極的に発揮することにより、金融円滑化に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

### 【取組方針】

1. 中小企業等のお客さまから新たな借入や借入条件の変更等のご相談またはお申し込みを受けた場合、個々のお客さまの状況等をきめ細かく把握し、必要に応じて他の金融機関等と十分な連携を図りながら、適切に対応してまいります。
2. 中小企業等のお客さまから経営に関するご相談を受けた場合、真摯に対応するとともに、お客さまの経営課題を把握・分析し、お客さま自身が経営課題を十分認識できるよう適切に助言し、お客さまの経営改善に向けた計画の策定に協力してまいります。  
また、それぞれのお客さまにおける経営課題に応じ、お客さまの立場に立つて最適な解決策を提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。
3. 住宅資金をお借り入れされているお客さまから借入条件の変更のご相談またはお申し込みを受けた場合、お客さまの財産や収入等を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
4. 新たな借入や借入条件の変更のご相談またはお申し込みにあたっては真摯に対応し、速やかに回答してまいります。またお申し込みに応じられない場合、その理由について具体的かつ丁寧に説明してまいります。  
なお、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、お客さまと保証契約を締結する場合、または保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいた対応に努めてまいります。
5. 新たな借入や借入条件の変更のご相談またはお申し込みにかかるお問い合わせやご要望、苦情の申し出等を受けた場合、お客さまに対して公正かつ適切な対応に努めてまいります。
6. その他金融円滑化に必要な態勢の整備に努めるとともに、金融円滑化の対応状況について、自主的かつ適正に開示いたします。

#### 【中小企業のお客さまへ】

1. 中小企業のお客さまから借入条件の変更等のお申し込みを受けた場合には、お客さまの事業の特性等を踏まえ、事業の改善や再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じてまいります。
2. 地域経済活性化支援機構、事業再生ADR事業者、中小企業再生支援協議会などと協力するほか、再生支援が必要な場合には関係者と連携する等、様々な手段を検討し再生支援に取り組んでまいります。
3. お客さまが当行以外の金融機関や信用保証協会等のお取引がある場合には、お客さまの了解を得たうえで、当該金融機関等と緊密に連携してお客さまの返済の負担を軽減する措置をとるよう努めてまいります。
4. お客さまの経営改善に向けて、本部と営業店が一体となって、お客さまの経営改善計画の策定に協力するとともに、継続的にお客さまに助言等を行ってまいります。
5. お客さまの事業相談に適切に対応するため、実践的な研修を行い、目利き能力の向上に努めてまいります。

#### 【住宅ローンをご利用のお客さまへ】

1. 住宅ローンをご利用されているお客さまから借入条件の変更等のお申し込みを受けた場合、お客さまの財産や収入等の状況を十分に勘案し、無理のない返済に向けきめ細かく相談に応じてまいります。
2. お客さまが当行以外の金融機関や住宅金融支援機構等のお取引がある場合には、お客さまの了解を得たうえで、当該金融機関等と緊密に連携してお客さまの返済の負担を軽減する措置をとるよう努めてまいります。

以 上

### 3. 金融円滑化を推進するための体制整備

北越銀行は、借入条件の変更等のお客さまのご要望、ご相談に適切かつ迅速に対応するため、以下のとおり体制整備を図っております。

- ① 本部に、融資部担当役員を委員長とする「事業性評価融資推進委員会(※)」を設置し、組織横断的に金融円滑化推進に関する具体策の検討及び検証を行っております。

※. 従来の「金融円滑化推進委員会」に代えて平成28年1月1日付で設置。金融円滑化に加え、事業性評価への取組状況や推進手法等について組織横断的に審議する。

- ② 金融円滑化を推進するための統括部署を融資部とし、金融円滑化に関連する部署と連携して諸施策を実施してまいります。
- ③ 全営業店の支店長を「金融円滑化対応責任者」とし、お客さまからの融資相談に対し、迅速かつ適切に対応してまいります。
- ④ 本部の営業統括部及び全営業店に条件変更等に関わる「金融円滑化苦情相談窓口」を設置し、お客さまからの苦情等に適切に対応してまいります。
- ⑤ お客さまの経営改善への支援・サポートを強化するため、融資部内に「事業性評価グループ」を設置し、お客さまの経営相談・経営指導及び経営改善支援活動への取組を一層推進してまいります。

#### 1. 借入条件の変更等の申込みへの対応状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) お客さまからの借入条件の変更等の相談を受けた場合、相談内容を記録・保存し、「金融円滑化対応責任者」に報告いたします。
- (2) 「金融円滑化対応責任者」は、お客さまからの相談や申込状況の管理及び点検に努め、お客さまごとの進捗状況に応じ、担当者に適切な指示や指導を行ってまいります。
- (3) 「事業性評価融資推進委員会」は、お客さまからの相談内容やその進捗状況のモニタリングに基づき、統括部署を通じて各店の「金融円滑化対応責任者」に適切な指示や指導を行ってまいります。
- (4) 融資部は、金融円滑化の対応状況をとりまとめ、「事業性評価融資推進委員会」に報告いたします。
- (5) 「事業性評価融資推進委員会」は、金融円滑化の対応状況を検証し、その結果を取締役会等に報告するとともに、より効果的な施策を検討してまいります。
- (6) 取締役会等は、金融円滑化管理体制の有効性を検証し、必要に応じて管理体制の見直し等を「事業性評価融資推進委員会」に指示いたします。

## 2. 借入条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 借入条件の変更等にかかる苦情相談に対しては、全営業店に「金融円滑化苦情相談窓口」を設置し、内容等を記録・保存のうえ営業統括部に報告いたします。
- (2) 営業統括部は、金融円滑化に関連する部署と連携し、問題解決に向けて速やかに対応してまいります。
- (3) 営業統括部は、苦情相談内容等を取りまとめ、「事業性評価融資推進委員会」に報告いたします。
- (4) 「事業性評価融資推進委員会」は、受け付けた苦情相談の内容等について、その発生原因の検証や再発防止策の検討を行い、その結果を取締役会等に報告いたします。
- (5) 取締役会等は、再発防止策等を検証し、必要に応じて管理体制の見直し等を「事業性評価融資推進委員会」に指示いたします。

## 3. 中小企業者の経営改善等の支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 営業店と本部が一体となってお客さまの経営改善等に関する助言等を行うとともに、お客さまの経営改善計画の策定について協力してまいります。
- (2) 融資部は必要に応じお客さまを直接訪問し、経営改善等に関するご相談をさせていただくとともに、営業店の指導等にも注力してまいります。
- (3) 地域経済活性化支援機構、事業再生ADR事業者、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携のもと、中小企業のお客さまの再生支援に協力してまいります。
- (4) お客さまの事業価値等を見極める能力の開発や人材の育成のため、営業店及び本部行員の研修の充実に努めてまいります。
- (5) お客さまの経営改善等に当たっては、各店に配置済みの「経営改善支援責任者」が中心となって対応してまいります。
- (6) 融資部は、経営改善等の支援の実施状況について、「事業性評価融資推進委員会」に報告いたします。
- (7) 「事業性評価融資推進委員会」は、経営改善等の支援の実施状況を検証し、その結果を取締役会等に報告いたします。
- (8) 取締役会等は、経営改善等の支援の実施状況を検証し、必要に応じて体制の見直し等を「事業性評価融資推進委員会」に指示いたします。

以 上

【債務者が中小企業者である場合の対応状況】

(別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	2014年 3月末	2014年 6月末	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2017年 9月末	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	23,747	24,929	26,086	27,223	28,315	29,397	30,527	32,543	34,481	36,207	37,879	39,447	42,852
うち、実行に係る貸付債権の数	23,007	24,130	25,295	26,420	27,454	28,555	29,678	31,681	33,635	35,330	37,037	38,588	41,941
うち、謝絶に係る貸付債権の数	298	305	321	323	325	333	337	343	349	355	361	372	383
うち、審査中の貸付債権の数	125	155	126	133	188	159	162	167	137	151	107	93	108
うち、取下げに係る貸付債権の数	317	339	344	347	348	350	350	352	360	371	374	394	420

【債務者が住宅資金借入者である場合の対応状況】

(別表2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	2014年 3月末	2014年 6月末	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2017年 9月末	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	836	853	872	894	916	939	948	966	987	1,007	1,037	1,064	1,131
うち、実行に係る貸付債権の数	613	628	646	656	668	677	687	701	711	722	733	748	776
うち、謝絶に係る貸付債権の数	112	113	117	121	131	138	142	144	154	159	168	173	195
うち、審査中の貸付債権の数	12	11	8	14	14	12	4	5	4	4	11	12	12
うち、取下げに係る貸付債権の数	99	101	101	103	103	112	115	116	118	122	125	131	148